

(証券コード1933)

平成26年6月9日

株 主 各 位

熊本市中央区九品寺3丁目15番7号



代表取締役社長 柏 尾 敬 秀

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 熊本市中央区城東町4番2号
熊本ホテルキャッスル 2階キャッスルホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第61期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sysken.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策等の影響から円高是正、株価上昇が進展したことを背景に、企業収益や設備投資意欲の改善等、緩やかな景気回復傾向の中で推移いたしました。

当社の主な事業領域であります情報通信分野におきましては、光アクセスサービスの増加が鈍化傾向にある中、激化する競争に対抗するため、提供エリアの拡大、利用料の低廉化、各種コンテンツの充実を図り、更なる効率化を目指していき、光アクセス網の拡充、スマートフォンの急速な普及に迅速に対応していかねばならない状況となっております。

このような状況の中、当事業年度における経営成績につきましては、前年度成績と比べますと増収増益となりました。

当事業年度の受注高は229億5千4百万円（前年同期比88.5%）、完成工事高は239億8千万円（前年同期比104.9%）となりました。

また、利益につきましても営業利益は8億7千5百万円（前年同期比159.8%）、経常利益は10億4千5百万円（前年同期比142.2%）、当期純利益は6億1百万円（前年同期比129.4%）となりました。

なお、受注高、完成工事高及び繰越高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分 | 前事業年度繰越高 | 当事業年度受注高 | 当事業年度完成工事高 | 翌事業年度繰越高 |
|----------|----------|----------|------------|----------|
| 情報電気通信事業 | 8,533 | 17,619 | 18,964 | 7,187 |
| 総合設備事業 | 1,244 | 4,619 | 4,299 | 1,564 |
| そ の 他 | — | 715 | 715 | — |
| 合 計 | 9,777 | 22,954 | 23,980 | 8,751 |

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は、23億8千2百万円であります。

その主なものは、自社ビル建設用地9億6千8百万円、大分支店土地・建物等5億5千8百万円及び宮崎支店建物等2億8千5百万円であります。

なお、設備資金はすべて自己資金にて賄っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第58期 平成22年度 | 第59期 平成23年度 | 第60期 平成24年度 | 第61期 (当事業年度) 平成25年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 23,060 | 21,310 | 25,950 | 22,954 |
| 完 成 工 事 高(百万円) | 24,479 | 21,731 | 22,863 | 23,980 |
| 経 常 利 益(百万円) | 540 | 571 | 734 | 1,045 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 252 | 132 | 465 | 601 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 20.91 | 10.87 | 37.40 | 47.64 |
| 純 資 産(百万円) | 6,443 | 6,522 | 7,082 | 7,660 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 534.56 | 530.77 | 566.01 | 601.72 |
| 総 資 産(百万円) | 16,015 | 14,860 | 14,888 | 16,613 |

(5) 対処すべき課題

当社は、現在の事業環境及び最新の情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、当社のコア事業であります情報通信分野におきましては、お客様のニーズもますます高度化、多様化していますので、従来にも増したきめ細かで高品質なサービスでお応えすべく、現場、現物、現実の三つの現を重視した「三現主義」により、今後とも九州をリードする企業集団としてお客様とともにスマート社会の実現に貢献していく所存でございます。

また、当社が新たに策定した中期経営計画「Progressive SYSKEN2016」（2014年度～2016年度）の基本方針である「コア事業の受注量を確保し、効率化の徹底」、「トータルソリューションビジネスの拡大で売上高の増大」、「グループ会社一体運用による生産性の向上」、「CSR経営の向上」及び「次世代を担う人材の育成」の5つを経営戦略の柱とし、以下の重点方針のもと、収益構造の転換と財務体質の強化を図ってまいります。

1. コア事業の受注量を確保し、効率化の徹底
 - ・発注者への提案で受注額の積み上げ
 - ・サ総工事の受注額100%以上の消化
 - ・SCM等の推進による間接費用の削減
 - ・リソースの適材適所配置
2. トータルソリューションビジネスの拡大で売上高の増大
 - ・NTT本部、施工本部、営業本部、安全品質管理本部、経営管理本部そしてグループ会社が一体感を持った連携で受注機会の創出
 - ・柱となる新規事業の早期起ち上げ
3. グループ会社一体運用による生産性の向上
 - ・部門利益を優先せず、連結損益を重視した運用でSYSKENグループ全体の底上げ
4. CSR経営の向上
 - ・法令と規則を遵守し、事故の撲滅
 - ・SYSKENブランドを確立し、「安全文化企業」創りを目指す
5. 次世代を担う人材の育成
 - ・多能工の育成
 - ・各種資格の取得
 - ・マネジメントスキルアップ
 - ・計画的研修の実施
 - ・世代毎の育成

(6) 主要な事業内容

当社は建設業法による特定建設業者〔(特-24)第959号〕及び一般建設業者〔(般-24)第959号〕として国土交通大臣許可を受け、電気通信、電気、土木、管工事及びこれらに関連する事業を行っております。

(7) 主要な営業所

| | |
|------|---|
| 熊本支店 | 熊本支店（熊本県上益城郡） 八代営業所（八代市） 天草営業所（天草市） |
| 大分支店 | 大分支店（大分市） 中津営業所（中津市） 野津営業所（臼杵市） |
| 宮崎支店 | 宮崎支店（宮崎市） 延岡営業所（延岡市） 都城営業所（都城市） |
| — | 東京支社（東京都港区） |
| | 関西支店（大阪市） |
| | 広島支店（広島市） |
| | 福岡支店（福岡市） |
| | 北九州支店（北九州市） |
| | 長崎支店（長崎市） |
| | 佐賀支店（佐賀市） |
| | 鹿児島支店（鹿児島市） |

(8) 使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 595名 | 増 7名 | 41.7歳 | 16.2年 |

(注) 使用人数は、当社から子会社等への出向者（17名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金(百万円) | 出資比率(%) | 主要な事業内容 |
|--------------|----------|---------|--------------------------------|
| 西日本電材株式会社 | 40 | 100 | 電気通信材料・工具の販売並びに通信機器リース |
| 株式会社システムニシツウ | 40 | 100 | システム導入のコンサル、開発並びにIT機器の販売、構築、設定 |
| 明正電設株式会社 | 25 | 100 | 電気通信工事の施工 |

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入額(百万円) |
|--------------|----------|
| 株式会社肥後銀行 | 2,200 |
| 株式会社みずほ銀行 | 219 |
| 株式会社りそな銀行 | 200 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 150 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,100,000株（自己株式100,863株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,293名

(4) 上位10名の株主

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------------|-----------|-------------|
| 西日本システム建設従業員持株会 | 1,199,178 | 9.22 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,001,000 | 7.70 |
| 日本生命保険相互会社 | 848,150 | 6.52 |
| 株式会社肥後銀行 | 598,945 | 4.60 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 435,000 | 3.34 |
| 住友生命保険相互会社 | 403,000 | 3.10 |
| 西部電気工業株式会社 | 281,602 | 2.16 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 268,000 | 2.06 |
| 株式会社ミライト・テクノロジーズ | 260,000 | 2.00 |
| 株式会社りそな銀行 | 259,000 | 1.99 |

(注) 持株比率の計算において、自己株式100,863株を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|-------|--|--|
| 代表取締役社長 | 柏尾 敬秀 | | 九州ネクスト(株)取締役 九州電機工業(株)取締役 九州通信産業(株)取締役 |
| 専務取締役 | 板井 次男 | NTT本部長 (兼)施工本部長 (兼)安全品質管理本部長 | (株)システムニシツウ取締役 |
| 常務取締役 | 緒方 博 | 熊本支店長 (兼)施工本部副本部長 (兼)OPTOSセンタ所長 | 明正電設(株)取締役 |
| 常務取締役 | 齊藤 琢 | 経営管理本部長 (兼)総務部長 (兼)人事部門長 (兼)人材開発部門長 | 西日本電材(株)取締役 |
| 常務取締役 | 東 伸之 | 営業本部長 | 西部通信工業(株)取締役 |
| 取 締 役 | 亀澤 知昭 | 経営管理本部 経営企画部長 (兼)経営企画部門長 | |
| 取 締 役 | 安原 茂行 | 施工本部アクセス部長 (兼)技術開発部長 | (株)ニースエンジニアリング取締役 |
| 取 締 役 | 岩下 鉄雄 | 宮崎支店長 | |
| 取 締 役 | 梅田 敏雄 | 大分支店長 | |
| 取 締 役 | 尋木 清人 | 経営管理本部 総務部総務部門長 (兼)秘書部門長 | |
| 常勤監査役 | 西 亮至 | | |
| 常勤監査役 | 荒井 篤實 | | |
| 監 査 役 | 福田 稠 | | |

- (注) 1. 常勤監査役西亮至氏及び監査役福田稠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役西亮至氏は、過去において当社のメインバンクであります(株)肥後銀行に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は監査役福田稠氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 九州ネクスト(株)、九州電機工業(株)及び九州通信産業(株)は当社と持分法適用関連会社という関係にあります。
5. (株)システムニシツウ、明正電設(株)、西日本電材(株)、西部通信工業(株)及び(株)ニースエンジニアリングは当社と連結子会社という関係にあります。
6. 取締役高嶋良光氏及び片淵康文氏は、平成25年6月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
7. (株)ニースエンジニアリングは、当社の連結子会社であります宏正工業(株)と平成26年4月1日に合併いたしました。なお、宏正工業(株)は、同日付で(株)シスニックに商号変更しております。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 (名) | 報 酬 等 の 額 (百 万 円) |
|-------|---------------|---------------------|
| 取 締 役 | 12 | 171 |
| 監 査 役 | 3 | 20 |
| 合 計 | 15 | 191 |

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額31百万円（取締役30百万円、監査役1百万円）を含めております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額2億60百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|-------|---|
| 監 査 役 | 西 亮 至 | 当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回（100%）、監査役会10回のうち10回（100%）に出席し、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 福 田 綱 | 当事業年度に開催された取締役会23回のうち18回（78%）、監査役会10回のうち10回（100%）に出席し、適宜必要な発言を行っております。 |

② 当事業年度に係る社外監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 (名) | 報 酬 等 の 額 (百 万 円) |
|-----------|---------------|---------------------|
| 社 外 監 査 役 | 2 | 12 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 (百万円) |
|--|-------------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 32 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額 | 32 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「最大の誠意を以て、最良の技術を提供することを欲す」を企業理念として事業運営を図り社会に貢献することとしている。また、会社の永遠の発展を追求するため、以下の経営方針を指針としている。

- 1. 志気の高揚
- 1. 品質の向上
- 1. 事故の撲滅
- 1. 原価の低減
- 1. 法令の遵守

② 当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社はこのような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公平且つ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることとしている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、各事業所において適切に品質・労働安全衛生・環境が実施されているか審議するために「マネジメントシステム委員会」を設けている。また、労働安全衛生マネジメントの認証を受け、労働安全にも取り組んでいる。経理面においては、各部長、支店長による自律的な管理を基本としつつ、経営企画部が計数的な管理を行うこととしている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、年4回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、全取締役と主要部門の責任者で構成する経営会議を月1回開催し経営戦略並びに重要な業務執行等の審議決定を行う。業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに各年度予算を立案し全社的な目標を設定する。

各担当部門においては、目標達成に向けて取組みを図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「シスケンコンプライアンス委員会」を設置している。コンプライアンスの推進については、業務の専門化、高度化に伴い、発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ企業倫理に関する社員教育等を通じ指導する。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、「シスケンヘルプライン（相談窓口）」を通じてコンプライアンス推進室長等に通報（匿名も可）しなければならないと定めている。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進責任者（本社：本部長及び指定した部長、支店：支店長、グループ会社：社長）を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する使用人を置くこととする。
- ② 職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部監査部門及び会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況】

当社はいかなる場合においても反社会的勢力及びその関係者とは取引や交際せず、金銭その他の経済的利益を提供しないこと、また、反社会的勢力に対しては断固とした対応をすることとし、具体的には反社会的勢力との関係遮断を盛り込んだコンプライアンス規則に定めている。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|---------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 9,168 | 流動負債 | 7,877 |
| 現金預金 | 2,195 | 支払手形 | 27 |
| 受取手形 | 111 | 工事未払金 | 3,146 |
| 完成工事未収入金 | 5,062 | 短期借入金 | 3,200 |
| 未成工事支出金 | 801 | 1年内返済予定の長期借入金 | 65 |
| 材料貯蔵品 | 590 | 未払金 | 298 |
| 前払費用 | 30 | 未払費用 | 107 |
| 繰延税金資産 | 144 | 未払法人税等 | 212 |
| 未収入金 | 227 | 未払消費税等 | 41 |
| その他 | 36 | 未成工事受入金 | 359 |
| 貸倒引当金 | △31 | 預り金 | 113 |
| 固定資産 | 7,445 | 賞与引当金 | 245 |
| 有形固定資産 | 4,853 | 役員賞与引当金 | 31 |
| 建物 | 1,293 | 完成工事補償引当金 | 9 |
| 構築物 | 95 | 工事損失引当金 | 5 |
| 土地 | 3,074 | その他 | 14 |
| その他 | 390 | 固定負債 | 1,075 |
| 無形固定資産 | 182 | 長期借入金 | 3 |
| ソフトウェア | 112 | 長期未払金 | 139 |
| その他 | 70 | 退職給付引当金 | 775 |
| 投資その他の資産 | 2,408 | その他 | 155 |
| 投資有価証券 | 1,846 | 負債合計 | 8,952 |
| 関係会社株式 | 320 | (純資産の部) | |
| 従業員に対する長期貸付金 | 3 | 株主資本 | 7,401 |
| 関係会社長期貸付金 | 37 | 資本金 | 801 |
| 繰延税金資産 | 115 | 資本剰余金 | 562 |
| その他 | 84 | 資本準備金 | 560 |
| 資産合計 | 16,613 | その他資本剰余金 | 2 |
| | | 利益剰余金 | 6,132 |
| | | 利益準備金 | 200 |
| | | その他利益剰余金 | 5,932 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 189 |
| | | 別途積立金 | 5,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 742 |
| | | 自己株式 | △94 |
| | | 評価・換算差額等 | 258 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 258 |
| | | 純資産合計 | 7,660 |
| | | 負債純資産合計 | 16,613 |

損 益 計 算 書

（自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月 31日）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-----|--------|
| 完 成 工 事 高 | | 23,980 |
| 完 成 工 事 原 価 | | 21,157 |
| 完 成 工 事 総 利 益 | | 2,822 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,946 |
| 営 業 利 益 | | 875 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1 | |
| 受 取 配 当 金 | 78 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 85 | |
| そ の 他 | 55 | 221 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 14 | |
| そ の 他 | 37 | 52 |
| 経 常 利 益 | | 1,045 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 179 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 31 | 210 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 11 | |
| 減 損 損 失 | 151 | |
| 関 係 会 社 債 権 放 棄 損 | 45 | 208 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,046 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 249 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 195 | 445 |
| 当 期 純 利 益 | | 601 |

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | 株主資本 合 計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|---------------|---------------|------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 合 計 | 自己株式 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 801 | 560 | 2 | 562 | 200 | 90 | 4,800 | 569 | 5,660 | △148 | 6,875 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立 | | | | | | 102 | | △102 | — | | — |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | | | | | | △3 | | 3 | — | | — |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | | | 200 | △200 | — | | — |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | △129 | △129 | | △129 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 601 | 601 | | 601 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | | | | 54 | 54 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | — | 98 | 200 | 172 | 471 | 54 | 526 |
| 当 期 末 残 高 | 801 | 560 | 2 | 562 | 200 | 189 | 5,000 | 742 | 6,132 | △94 | 7,401 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 207 | 207 | 7,082 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立 | | | — |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | | | — |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | — |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △129 |
| 当 期 純 利 益 | | | 601 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 54 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 51 | 51 | 51 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 51 | 51 | 577 |
| 当 期 末 残 高 | 258 | 258 | 7,660 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 建物（建物附属設備を除く） 定額法

ロ. その他 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑥ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 119百万円 |
| 土地 | 104百万円 |
| 投資有価証券 | 70百万円 |
| 計 | 294百万円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-------|--------|
| 工事未払金 | 9百万円 |
| 短期借入金 | 365百万円 |
| 計 | 374百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,595百万円

(3) 保証債務

① 借入保証

| | |
|-----------|--------|
| 西日本電材(株) | 110百万円 |
| 西部通信工業(株) | 100百万円 |
| 計 | 210百万円 |

② 仕入保証

| | |
|-----------|-------|
| 西部通信工業(株) | 17百万円 |
|-----------|-------|

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 69百万円

② 短期金銭債務 995百万円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

金銭債務 54百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

| | |
|-------|----------|
| 完成工事高 | 34百万円 |
| 仕入高 | 2,105百万円 |
| 外注費 | 1,530百万円 |

② 営業取引以外の取引高 46百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|----------|-------|------------|
| 長崎県東彼杵郡 | 賃貸資産 | 土地 |
| 熊本市中央区 | 事業用資産 | 建物、構築物及び土地 |
| 鹿児島県鹿児島市 | 賃貸資産 | 建物、構築物及び土地 |
| 鹿児島県志布志市 | 賃貸資産 | 土地 |

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別にグルーピングを行っており、賃貸資産及び遊休資産については、それぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損の兆候を判定しております。

その結果、当事業年度において収益性の悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回った上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（151百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物48百万円、構築物0百万円及び土地102百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額等により評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|--------------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 586千株 | 0千株 | 218千株 | 368千株 |
| 当社が保有する自己株式 | 100千株 | 0千株 | 一千株 | 100千株 |
| 信託口が保有する自己株式 | 486千株 | 一千株 | 218千株 | 268千株 |

(注1) 当社保有の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 信託口保有の自己株式の減少218千株は、「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）」から西日本システム建設従業員持株会への譲渡によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金（86百万円）、退職給付引当金（274百万円）の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金（141百万円）であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は、114百万円であります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、高所作業車等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|-----------|-------------------|----------------------|-------------------------------|----------------|-----------------------|-------|---------------|-------|---------------|
| | | | | | 役員 の 兼任等 | 事業上 の 関係 | | | | |
| 子会社 | 明正電設(株) | 25 | 電気通信工事の 施 | 直接所有 100.0 | 兼任2名 | 当社から 発注した 工事の施工 | 工事の発注 | 1,246 | 工事未払金 | 302 |
| 関連会社 | 九州通信産業(株) | 45 | 電気通信用資材、 機器工具等の販売 | 直接所有 48.1 | 兼任1名 | 当社の工事 材料仕入先 | 材料の購入 | 1,150 | 工事未払金 | 369 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 明正電設(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

(注2) 九州通信産業(株)からの材料購入価格は、主に規格材料のため每期価格交渉のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 601円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円64銭 |

連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 11,136 | 流 動 負 債 | 8,795 |
| 現 金 預 金 | 3,181 | 支払手形・工事未払金等 | 3,747 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 6,016 | 短 期 借 入 金 | 3,535 |
| 商 品 | 90 | 未 払 法 人 税 等 | 232 |
| 未 成 工 事 支 出 金 | 859 | 未 成 工 事 受 入 金 | 383 |
| 材 料 貯 蔵 品 | 585 | 賞 与 引 当 金 | 310 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 172 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 40 |
| そ の 他 | 262 | 完 成 工 事 補 償 引 当 金 | 9 |
| 貸 倒 引 当 金 | △32 | 工 事 損 失 引 当 金 | 5 |
| 固 定 資 産 | 9,137 | そ の 他 | 531 |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,082 | 固 定 負 債 | 1,903 |
| 建 物 ・ 構 築 物 | 1,446 | 長 期 借 入 金 | 4 |
| 機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品 | 151 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 1,555 |
| 土 地 | 3,223 | そ の 他 | 343 |
| そ の 他 | 261 | 負 債 合 計 | 10,699 |
| 無 形 固 定 資 産 | 187 | (純 資 産 の 部) | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,867 | 株 主 資 本 | 9,693 |
| 投 資 有 価 証 券 | 3,336 | 資 本 金 | 801 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 367 | 資 本 剰 余 金 | 562 |
| そ の 他 | 186 | 利 益 剰 余 金 | 8,429 |
| 貸 倒 引 当 金 | △23 | 自 己 株 式 | △99 |
| 資 産 合 計 | 20,273 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | △119 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 267 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △386 |
| | | 純 資 産 合 計 | 9,574 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 20,273 |

連結損益計算書

（自 平成25年4月1日）
（至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------------|--------|--------|
| 売 上 高 | | |
| 完 成 工 事 高 | 24,316 | |
| そ の 他 の 事 業 売 上 高 | 3,219 | 27,536 |
| 売 上 原 価 | | |
| 完 成 工 事 原 価 | 21,462 | |
| そ の 他 の 事 業 売 上 原 価 | 2,652 | 24,115 |
| 売 上 総 利 益 | | |
| 完 成 工 事 総 利 益 | 2,853 | |
| そ の 他 の 事 業 総 利 益 | 566 | 3,420 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,514 |
| 営 業 利 益 | | 906 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1 | |
| 受 取 配 当 金 | 49 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 82 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 69 | |
| そ の 他 | 101 | 304 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 15 | |
| そ の 他 | 43 | 59 |
| 経 常 利 益 | | 1,151 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 179 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 31 | 210 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 失 | 11 | |
| 減 損 損 失 | 114 | 126 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 1,235 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 285 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 197 | 483 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 752 |
| 当 期 純 利 益 | | 752 |

連結株主資本等変動計算書

（自 平成25年4月1日）
（至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 801 | 562 | 7,806 | △153 | 9,016 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △129 | | △129 |
| 当 期 純 利 益 | | | 752 | | 752 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 54 | 54 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 622 | 54 | 676 |
| 当 期 末 残 高 | 801 | 562 | 8,429 | △99 | 9,693 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 217 | - | 217 | 9,234 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △129 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 752 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 54 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額） | 49 | △386 | △337 | △337 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 49 | △386 | △337 | 339 |
| 当 期 末 残 高 | 267 | △386 | △119 | 9,574 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

6社

西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)、(株)ニースエンジニアリング、宏正工業(株)

② 非連結子会社の数

1社

(株)ミテック

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数

3社

九州通信産業(株)、九州電機工業(株)、九州ネクスト(株)

以上関連会社に対する投資については、持分法を適用しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

2社

非連結子会社(株)ミテック、関連会社(有)電道

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券
時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 未成工事支出金
- ・ 商品

個別法による原価法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ・ 材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物（建物附属設備を除く）
- ・ その他

定額法

定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ホ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
 1社20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識敷理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,555百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が386百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は30円42銭減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 119百万円 |
| 土地 | 104百万円 |
| 投資有価証券 | 70百万円 |
| 計 | 294百万円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-------|--------|
| 工事未払金 | 9百万円 |
| 短期借入金 | 365百万円 |
| 計 | 374百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,866百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|----------|------|------------|
| 長崎県東彼杵郡 | 賃貸資産 | 土地 |
| 鹿児島県鹿児島市 | 賃貸資産 | 建物・構築物及び土地 |
| 鹿児島県志布志市 | 賃貸資産 | 土地 |

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別にグルーピングを行っており、賃貸資産及び遊休資産については、それぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損の兆候を判定しております。

その結果、当連結会計年度において収益性の悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回った上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（114百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物41百万円及び土地73百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額等により評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 13,100千株 | 一千株 | 一千株 | 13,100千株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 605千株 | 0千株 | 218千株 | 387千株 |
| 当社グループが保有する自己株式 | 119千株 | 0千株 | 一千株 | 119千株 |
| 信託口が保有する自己株式 | 486千株 | 一千株 | 218千株 | 268千株 |

(注1) 当社グループ保有の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 信託口保有の自己株式の減少218千株は、「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)」から西日本システム建設従業員持株会への譲渡によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成25年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 129 | 10 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- イ. 配当金の総額 129百万円
- ロ. 1株当たり配当額 10円
- ハ. 基準日 平成26年3月31日
- ニ. 効力発生日 平成26年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金（返済期限1年～4年）は変動金利のため金利変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の動向を把握し管理を行っております。なお、金利変動リスクは軽微であります。また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------|-------|-----|
| ① 現金預金 | 3,181 | 3,181 | — |
| ② 受取手形・完成工事未収入金等 | 6,016 | 6,016 | — |
| ③ 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,851 | 1,851 | — |
| ④ 支払手形・工事未払金等 | 3,747 | 3,747 | — |
| ⑤ 短期借入金 | 3,535 | 3,535 | — |
| ⑥ 未払法人税等 | 232 | 232 | — |
| ⑦ 長期借入金 | 4 | 4 | 0 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金預金、② 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 支払手形・工事未払金等、⑤ 短期借入金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,485百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、③投資有価証券には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、熊本市その他の地域において、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は36百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 499 | 237 | 737 | 941 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用不動産から賃貸等不動産への振替によるもの(398百万円)であり、主な減少額は減損損失の計上(114百万円)及び賃貸等不動産から事業用不動産への振替によるもの(58百万円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 753円15銭
(2) 1株当たり当期純利益 59円65銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

西日本システム建設株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増 村 正 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本システム建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

西日本システム建設株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 竹之内 高 司 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 増 村 正 之 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本システム建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本システム建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月21日

西日本システム建設株式会社 監査役会

常勤監査役 西 亮 至 ⑩

常勤監査役 荒 井 篤 實 ⑩

監 査 役 福 田 稠 ⑩

(注) 常勤監査役 西 亮至、監査役 福田 稠は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第61期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案するとともに、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通配当1株につき6円、特別配当として1株につき4円を加え合計10円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は129,991,370円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその総額

繰越利益剰余金 400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその総額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 現在、通称社名としている「SYSKEN」に社名を統一するため、第1条（商号）を変更するものであります。

(2) 社外取締役として優秀な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）の規定を新設するとともに、現行定款第28条以下を1条ずつ繰り下げるために所要の変更を行うものであります。

また、定款第28条の新設に伴い、内容の整合をはかるため、現行定款第38条（社外監査役の責任限定契約）の修正を行うものであります。

なお、定款第28条の新設及び第39条の一部変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

（下線がついた部分は変更箇所）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (商 号) 第1条 当社は西日本システム建設株式会社と称す。 英文ではNishinippon System Installations and Construction Co., Ltd. と表示する。 | (商 号) 第1条 当社は株式会社SYSKENと称する。 英文ではSYSKEN Corporationと表示する。 |
| 第2条～第27条（条文省略） | 第2条～第27条（現行どおり） |
| (新設) | <u>（社外取締役の責任限定契約）</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| 第28条～第37条（条文省略） | 第29条～第38条（現行どおり） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)の変更は、平成26年10月1日に効力を発生し、その効力の発生日をもって本附則は削除する。</u></p> |

2. 変更の効力発生日

| | |
|-----------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成26年6月24日 |
| 定款変更の効力発生日 第1条 | 平成26年10月1日 |
| 第28条及び第39条 | 平成26年6月24日 |

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役10名は本總會終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役1名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-------|--|--|-----------------|
| 1 | かしお けいしゅう 柏尾 敬秀 (昭和24年9月25日生) | 平成9年7月 日本電信電話株式会社 大阪中央支店長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドイニシアティブ株式会社 常務取締役ビジネス営業本部長 (兼) メディアサービス開発部長 平成20年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 常務取締役ネットワーク・ソリューション事業本部長 NGN-OpS事業本部担当 平成21年6月 当社入社 取締役副社長営業本部長 平成22年6月 同 代表取締役社長 現在に至る | 普通株式 45,000株 |
| 2 | ※ ふくもと ひでのり 福元 秀典 (昭和33年12月27日生) | 平成13年6月 西日本電信電話株式会社 設備部担当部長 平成18年7月 同 ネットワーク部担当部長 平成19年7月 同 福岡支店副支店長 (兼) 福岡支店ソリューション営業部長 平成20年7月 同 九州事業本部法人営業部長 (兼) 福岡支店副支店長 (兼) 福岡支店法人営業部長 平成22年6月 同 兵庫支店長 (兼) 関西事業本部副本部長 平成24年6月 同 取締役設備本部サービスマネジメント部長 現在に至る | 普通株式 5,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-----------|------------------------------------|---|-----------------|
| 3 | おがた ひろし 緒 方 博 (昭和24年10月15日生) | 平成7年2月 日本電信電話株式会社 北九州支店設備部長 平成14年5月 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト中九州 取締役経営企画部長 平成16年7月 当社入社 施工本部副本部長 平成17年6月 同 施工本部施工企画部長 平成20年6月 同 取締役経営管理本部経営企画部長(兼)業務改善部長 平成23年6月 同 取締役熊本支社長 平成24年6月 同 常務取締役熊本支社長 平成24年7月 同 常務取締役熊本支店長(兼)施工本部副本部長 平成24年12月 同 常務取締役熊本支店長(兼)施工本部副本部長(兼)OPTOSセンタ所長 現在に至る | 普通株式 20,000株 |
| 4 | さいとう みがく 齊 藤 琢 (昭和26年5月31日生) | 平成14年5月 西日本電信電話株式会社 熊本支店総務部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ中九州 代表取締役社長兼務 平成17年7月 当社入社 経営管理本部総務部長(兼)購買部長 平成21年6月 同 取締役経営管理本部人事部長(兼)総務部長(兼)コンプライアンス推進室長(兼)経営管理本部長代行 平成24年6月 同 常務取締役経営管理本部長(兼)人事部長 平成25年7月 同 常務取締役経営管理本部長(兼)総務部長(兼)人事部門長(兼)人材開発部門長 現在に至る | 普通株式 15,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-----------|--|--|-----------------|
| 5 | ひがし のぶゆき 東 伸之 (昭和29年9月30日生) | 平成7年2月 日本電信電話株式会社 鹿兒 島支店設備部担当課長 平成11年7月 西日本電信電話株式会社 サ ービス運営部担当課長 平成13年10月 同 鹿兒島支店B U営業部担 当部長 平成15年4月 同 人事部担当部長 平成18年7月 同 長崎支店長 平成21年7月 当社入社 福岡支社長 平成22年6月 同 取締役福岡支社長 平成23年6月 同 取締役営業本部長 平成25年6月 同 常務取締役営業本部長 現在に至る | 普通株式 15,000株 |
| 6 | かめざわ ともあき 亀澤 知昭 (昭和26年12月8日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成5年2月 同 経営企画部担当課長 平成15年6月 同 経営管理本部経営企画部 長 平成20年4月 同 経営管理本部経営企画部 長(兼)業務改善部長 平成20年6月 同 取締役経営管理本部経理 部長 平成24年6月 同 取締役経営管理本部経営 企画部長(兼)経理部長 平成25年7月 同 取締役経営管理本部経営 企画部長(兼)経営企画部門 長 現在に至る | 普通株式 13,000株 |

| 候補者 番 号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 当社株式所有数 |
|------------|--|--|-----------------|
| 7 | いわた てつお 岩 下 鉄 雄 (昭和27年3月31日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成元年2月 同 佐賀支店土木工事課長 平成8年12月 同 北九州支店エンジニアリ ング部長 平成14年5月 同 営業本部営業企画部長 平成16年7月 同 営業本部東京支社長 平成18年7月 同 営業本部副本部長 (兼) F & M事業部長 平成19年6月 同 営業本部副本部長 (兼) F & M事業部長 (兼) フィール ド部長 平成20年7月 同 営業本部副本部長 (兼) F & M事業部長 平成23年6月 同 取締役鹿児島支社長 平成24年7月 同 取締役宮崎支店長 現在に至る | 普通株式 10,000株 |
| 8 | うめだ としお 梅 田 敏 雄 (昭和26年11月2日生) | 平成8年4月 日本電信電話株式会社 九州 支社人材開発部人事担当課長 平成12年8月 西日本電信電話株式会社 大 分支店設備部長 平成14年5月 同 熊本支店設備部長 平成16年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ネ オメイト南九州 設備ビジネ ス本部長 平成18年7月 当社入社 施工本部ネットワ ーク事業部長 平成24年7月 同 大分支店長 平成25年6月 同 取締役大分支店長 現在に至る | 普通株式 4,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 9 | <small>たずねき きよと</small> 尋木 清人 (昭和27年1月26日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成4年5月 同 長崎支店庶務課長 平成8年12月 同 福岡支店総務部長 平成15年7月 同 経営管理本部経理部次長 平成21年10月 同 経営管理本部総務部長 (兼) コンプライアンス推進 室長 平成23年4月 同 経営管理本部総務部長 平成25年6月 同 取締役経営管理本部総務 部長 平成25年7月 同 取締役経営管理本部総務 部総務部門長(兼) 秘書部門 長 平成26年4月 同 取締役経営管理本部総務 部総務部門長(兼) 広報部門 長 現在に至る | 普通株式 8,000株 |
| 10 | ※ <small>むらかみ かずなり</small> 村上 一成 (昭和38年11月20日生) | 昭和62年4月 当社入社 平成11年2月 同 総合エンジニアリング部 線路担当課長 平成11年7月 同 福岡支店エンジニアリン グ部担当課長 平成19年7月 同 鹿児島支社鹿児島アクセ ス総合センタ延岡アクセスセ ンタ所長 平成21年7月 同 福岡支社福岡アクセス総 合センタ長崎アクセスセンタ 所長 平成22年6月 同 福岡支社副支社長(兼) 福岡アクセス総合センタ長崎 アクセスセンタ所長 平成24年7月 同 施工本部アクセス部付 明正電設株式会社 取締役副 社長 現在に至る | 普通株式 8,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-------|---------------------------------------|--|------------|
| 11 | ※ たけなか うしお 竹中潮 (昭和25年5月13日生) | 昭和48年3月 九州大学法学部卒業 昭和52年10月 司法試験合格 昭和55年4月 弁護士登録(熊本県弁護士会) 平成18年4月 熊本県弁護士会会長 平成23年7月 熊本県公安委員会委員長 平成26年4月 熊本県監査委員 現在に至る | 普通株式 0株 |

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 竹中潮氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は竹中潮氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 竹中潮氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門知識に基づき、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
5. 社外取締役候補者である竹中潮氏が取締役に選任され就任した場合には、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 当社株式所有数 |
|-------|--|---|-----------------|
| 1 | にし りょうじ 西 亮 至 (昭和29年2月18日生) | 昭和51年4月 株式会社肥後銀行入行 平成20年4月 同 お客さま相談室長 平成22年6月 同 理事総務部長 平成24年6月 当社入社 常勤監査役 現在に至る | 普通株式 5,000株 |
| 2 | ※ かたふち やすふみ 片 渕 康 文 (昭和26年3月28日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成20年6月 同 取締役施工本部アクセス 部長(兼)海外事業部長(兼) 技術開発部長(兼)技術セン タ所長 平成24年6月 同 取締役 明正電設株式会社代表取締役 社長兼務 平成25年6月 当社取締役退任 現在に至る | 普通株式 13,000株 |
| 3 | ふくだ しげる 福 田 稔 (昭和21年5月10日生) | 昭和56年4月 福田病院院長 平成16年6月 熊本市医師会会長 平成18年6月 当社入社 監査役 平成22年4月 熊本県医師会会長 現在に至る | 普通株式 8,000株 |

(注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 西亮至氏、福田稔氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は福田稔氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

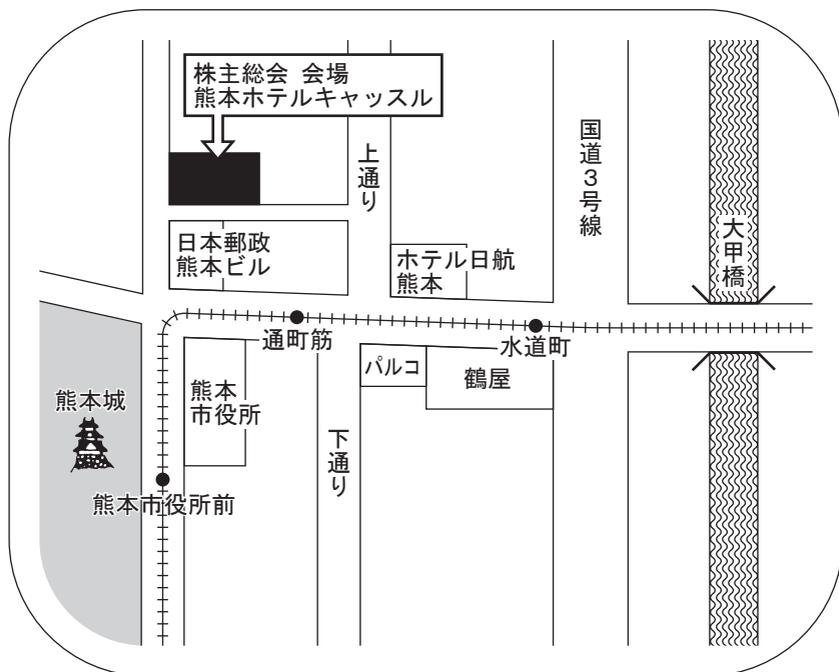
4. 西亮至氏、福田稔氏を社外監査役候補者とした理由は、いずれも幅広い視点と豊富な経験により適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、福田稔氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

5. 西亮至氏、福田稠氏の当社における監査役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって西亮至氏は2年、福田稠氏は8年であります。
6. 社外監査役候補者である西亮至氏、福田稠氏が監査役に選任され就任した場合には、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

1. 会場：熊本ホテルキャッスル 2階キャッスルホール
2. 所在地：熊本市中心区城東町4番2号
3. 電話：(096) 326-3311



- 市電・バス——通町筋下車徒歩約3分
- タクシー——熊本駅から約10分
- 車——熊本ホテルキャッスルまたはホテル提携駐車場をご利用下さい。